

P T A 保護者各位

令和 6 年 5 月 吉日

六 郷 工 科 高 等 学 校
P T A 会 長 菊 地 直 人

令和 6 年度 六郷工科高等学校 P T A 総会報告書

時下、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年度はウイルス感染症防止、負担軽減の観点から、書面開催にご協力いただきましてありがとうございます。

皆様からご提出いただきました結果を下記のとおり報告いたします。

記

【PTA総会成立の承認・可決について】

会員総数の過半数に達したため六郷工科高等学校PTA会則第十二条（1）項に基づき、書面による総会が成立いたしました。

【令和 5 年度 報告】

活動報告・会計決算報告・監査報告

【新年度役員紹介】

会長	菊地直人（3-2）
副会長	小松達也（3-2）、松本千恵子（3-3）、飯坂祐介（2-1）、石原真由子（2-1）、高澤直之（2-2）、小島里貴（2-4）、佐野友昭（副校長）、深澤龍太郎（副校長）
書記	田中栄子（3-2）
会計	増田亜希子（3-3）、及川友美（2-4）、高岡あかね（2-4）
監査	飯田直子（2-3）
役員	熊本和浩（3-4）、光島祐理子（3-4）、阿部あゆみ（3-5）、鄭本帥（3-5）、青木（2-3）、佐藤優子（2-3）、振槌（2-3）、高嶋渉（2-4）、村上美紀（2-4）、佐々木聖示（1-1）、古川玲子（1-1）、宮崎美知瑠（1-1）、阿部綾子（1-2）、及川香織（1-2）、小川綾子（1-2）、佐々木恵美（1-2）、島村勇希（1-2）、和光恭子（1-2）、伊吾田直子（1-3）、佐々木知子（1-3）、島崎奈美（1-3）、大杉怜雄（1-4）、金山マルセリーナラバゴ（1-4）、川村亨（1-4）、新谷あゆみ（1-4）高橋香（1-4）、富永徳子（1-5）、松村昌子（1-5）
顧問	劔持利治（校長）

【令和 6 年度 提案】

活動計画・会計予算（成立いたしましたので配布済資料の案を削除してください）

以上の議案はすべて承認され、本総会の議事を終了いたします。

以 上

P T A 加入者各位

令和 6 年 5 月 吉日

六 郷 工 科 高 等 学 校
P T A 会 長 菊 地 直 人

六郷工科 P T A 加入保険について

六郷工科 P T A では生徒支援の一環として皆様からお預かりした P T A 会費を活用し「学校契約
団体傷害保険」「P T A 賠償責任保険」に加入しております。

P T A の生徒においては以下のような場合に保険金（死亡・後遺障害 1 0 0 万円、入院日額
1 0 0 0 円、賠償保険 1 0 0 0 万円）が支払われる可能性があります。

- ・ 学校施設内でケガをした場合
- ・ 自宅から学校までの通学途中でケガをした場合
- ・ 学校主催行事中にケガをした場合
- ・ 他人にケガをさせて賠償責任を負担する場合
- ・ 他人の物を壊したりして賠償責任を負担する場合

このような場合がありましたら学校（副校長）までご相談ください。

東京都立六郷工科高等学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 六郷工科高等学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長・副会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、執行役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を、むやみに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集する時は、あらかじめその情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 管理その他の文書の送付、総会資料、広報誌等
- (2) 役員、委員会名簿の作成、会議日程、集合時間、議事録等

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者の立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管者及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は直ちにPTA会長及び副会長に報告する。

（研修）

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなくてはならない。

（改正）

第18条 本会の「六郷工科高等学校PTA個人情報取扱規則」は、平成30年5月19日より施行する。

<附則>

本規則は、平成30年5月19日より施行する。

P T A 保護者各位

令和 6 年 5 月 吉日

六 郷 工 科 高 等 学 校
P T A 会 長 菊 地 直 人


令和 6 年度 六郷工科高等学校 PTA 総会の成立について

記

【PTA総会成立の承認・可決について】

会員総数の過半数に達したため六郷工科高等学校PTA会則第十二条（1）項に基づき、令和6年度PTA総会は書面にて無事成立したことをご報告いたします。

会 長 菊地直人 

校 長 釘持利治 

副 校 長 佐野友昭 

副 校 長 深澤龍太郎 

以 上